- Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
- Ⅱ-2-2-1 利用者保護措置
- Ⅱ-2-2-1-1 主な着眼点

(1)~(4) (略)

- (5) 受取証書の交付
- ① 書面<u>又は電磁的方法によって提供する内容</u>は、利用者にとって明確でわかりやすい内容となっているか。
- ② <u>電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の</u> <u>撤回の意思表示を受ける場合には</u>、利用者の<u>申出</u>等があった ことを記録しているか。
 - (注) 利用者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出又 は当該申出の撤回の意思表示を受けた場合であっても、当 該利用者が不利益を被らないよう留意すること。

Ⅳ-2 電子決済手段を発行する場合の留意点

(1) 滞留規制

電子決済手段等取引業者(法第62条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる資金移動業者を含む。以下 IV-2において同じ。)が管理するウォレットにおいて、利用者(電子決済手段等取引業者等(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和5年内閣府令第48号)第1条第2項第1号に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。)を除く。以下IV-2において同じ。)の電子決済手段の額が1人当たり100万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢が整備されているか。また、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用

現 行

- Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
- Ⅱ-2-2-1 利用者保護措置
- Ⅱ-2-2-1-1 主な着眼点

(1)~(4) (略)

- (5) 受取証書の交付
 - ① 書面<u>の記載内容</u>は、利用者にとって明確でわかりやすい<u>記</u> 載内容となっているか。
 - ② 書面の交付に代えて電磁的方法により提供することについて、承諾又は撤回の意思表示を受ける場合には、利用者の承諾等があったことを記録しているか。
 - (注) 書面の交付に代えて電磁的方法により提供することについて、利用者から承諾の意思表示が受けられない場合又は 承諾の撤回の意思表示を受けた場合であっても、当該利用者が不利益を被らないよう留意すること。

Ⅳ-2 電子決済手段を発行する場合の留意点

(1) 滞留規制

電子決済手段等取引業者(法第62条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる資金移動業者を含む。以下IV-2において同じ。)が管理するウォレットにおいて、利用者(電子決済手段等取引業者等(電子決済手段等取引業者に関する内閣府令(令和5年内閣府令第48号)第1条第2項第1号に規定する電子決済手段等取引業者等をいう。以下IV-2において同じ。)を除く。)の電子決済手段の額が1人当たり100万円を超えている場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、電子決済手段等取引業者が管理する電子決済手段に係る利用者の資金が為替取引に関するものであるかを確認するための態勢が整備されているか。また、仮に為替取引に用いられる蓋然性が低いと判断される場合、自ら又は電子決済手段等取引業者をして、利用者

者に償還を請求するよう求め、利用者がこれに応じない場合、利用者への電子決済手段の償還その他の当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。

なお、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、IV-1-1を参照するものとする。

(2) (略)

Ⅲ-2 外国資金移動業者及び外国信託業者によるインターネット 等を利用したクロスボーダー取引

<u>外国資金移動業者及び外国信託業者</u>がホームページ等に為替取引に関する広告等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」行為に該当する。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者と の間の為替取引につながらないような合理的な措置が講じられ ている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」には該当しない ものとする。

(1)~(2) (略)

- (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの為替取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、<u>外国資金移動業者及び外国信託業者は</u>、日本国内にある者との間で勧誘を伴う為替取引が行われていない旨を証明すべきである。
- 区 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の 留意点
- IX−1 基本的考え方及び一般的な事務処理等
- X-1-1~~2 (略)
- Ⅳ-1-3 無登録業者への対応
- (1) 無登録業者の実態把握 等

現 行

に償還を請求するよう求め、利用者がこれに応じない場合、利用者への電子決済手段の償還その他の当該電子決済手段に係る利用者の資金を保有しないための措置を講じる態勢が整備されているか。

なお、利用者資金と為替取引との関連性を判断するに当たっては、IV-1-1を参照するものとする。

(2) (略)

Ⅲ-2 外国資金移動業者及び外国信託業者によるインターネット 等を利用したクロスボーダー取引

<u>外国資金移動業者</u>がホームページ等に為替取引に関する広告 等を掲載する行為については、原則として、「勧誘」 行為に該当す る。

ただし、以下に掲げる措置を始めとして、日本国内にある者と の間の為替取引につながらないような合理的な措置が講じられ ている限り、日本国内にある者に向けた「勧誘」には該当しない ものとする。

(1)~(2) (略)

- (3) なお、以上に掲げるような合理的な措置が講じられていない場合には、当該広告等の提供が日本国内にある者向けの為替取引の「勧誘」行為に該当する蓋然性が極めて高いことから、<u>当該外国資金移動業者及び外国信託業者は</u>、日本国内にある者との間で勧誘を伴う為替取引が行われていない旨を証明すべきである。
- 区 資金移動業者・特定信託会社の検査・監督に係る事務処理上の 留意点
- 区−1 基本的考え方及び一般的な事務処理等
- X-1-1~~2 (略)
- IX-1-3 無登録業者への対応
- (1) 無登録業者の実態把握 等

(2) 無登録業者に係る対応について

無登録業者に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

① 苦情等の受付

利用者等から無登録業者に関する情報提供があったとき は、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番 号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡す ることの可否等)を聴取した上、次により対応する。

- イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。
- ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に 努める。
- ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。
- 二. 無免許・無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。
- ホ.「管理台帳(<u>別紙様式 14</u>)」を作成し、無登録業者に関する苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。
- ② 無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれが認められる場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者への直接確認(電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない)等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無免

現 行

(2) 無登録業者に係る対応について

無登録業者に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

① 苦情等の受付

利用者等から無登録業者に関する情報提供があったとき は、極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番 号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡す ることの可否等)を聴取した上、次により対応する。

- イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする)。
- ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に 努める。
- ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。
- 二. 無免許・無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。
- ホ.「管理台帳(<u>別紙様式 13</u>)」を作成し、無登録業者に関する苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。
- ② 無免許・無登録で為替取引を営んでいるおそれが認められる場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、無登録業者への直接確認(電話やメール等による確認等、問合せの方法は問わない)等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無免

許・無登録で為替取引を営んでいるおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)には、<u>別紙様</u>式 15 により文書による照会を行い、次により対応する。

- イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに為替取引の停止及び資金移動業の登録を求める。
- ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに取りやめるよう<u>別紙様式 16</u>により文書による警告を行う。

なお、無登録業者への直接確認等や<u>別紙様式 15</u> による 文書の発出を行うまでもなく、無登録で為替取引を営んで いることが判明した場合にあっては、直ちに<u>別紙様式 16</u> により文書による警告を行うこととする。

- (注)<u>別紙様式 15</u> による照会や<u>別紙様式 16</u> による警告を行 う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、 捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。
- ③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式 16 による警告を発したにもかかわらず是正しな い者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うもの とする。
- ④ 公表等
- ⑤ 預金口座の不正利用に関する情報提供

上記①~④の場合において、預金口座の不正利用に関する情報(具体的には、当該口座が無登録業者の為替取引に利用されている等)が含まれ、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行等の監督部局および捜査当局への情報提供を速やかに実施することとする。

現 行

許・無登録で為替取引を営んでいるおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)には、<u>別紙様</u>式 14 により文書による照会を行い、次により対応する。

- イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに為替取引の停止及び資金移動業の登録を求める。
- ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに取りやめるよう<u>別紙様式 15</u>により文書による警告を行う。

なお、無登録業者への直接確認等や<u>別紙様式 14</u> による 文書の発出を行うまでもなく、無登録で為替取引を営んで いることが判明した場合にあっては、直ちに<u>別紙様式 15</u> により文書による警告を行うこととする。

- (注)<u>別紙様式 14</u> による照会や<u>別紙様式 15</u> による警告を行 う場合において、利用者保護上必要と認められるときは、 捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。
- ③ 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 別紙様式 15 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。
- ④ 公表等

(新設)

Ⅳ-2 諸手続

区-2-1 登録の申請、届出書の受理等

資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務 処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)~(2) (略)

- (3) 登録の申請の処理
- ① 内閣府令第7条の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。
 - イ.登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。
 - ロ. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充 は行わないこと。
 - ハ. 財務局の管轄区域を越える本店の位置の変更の届出を受理 した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長において 上記イ. に従い一連番号とする。
- ② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第9 条第2項に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする(IX-4参照)。
- ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して 別紙様式3による資金移動業者登録拒否通知書に登録申請書 の写しを添付して通知するものとする。

X-2-2~3 (略)

以一2−4 廃止等の取扱い

(1) 財務局長は、あらかじめ資金移動業者に対し、法第54条第 1項に基づき、当該資金移動業者がその業務の全部又は一部の 廃止を決定した場合、又は法第56条第1項に基づき資金移動 業者の登録を取り消された場合には、別紙様式10により、資 金移動業(特定資金移動業を含む。以下IX-2-4において同 じ。)の廃止予定等について記載した報告書を提出すること 現行

Ⅳ-2 諸手続

IX-2-1 登録の申請、届出書の受理等

資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務 処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)~(2) (略)

- (3) 登録の申請の処理
- ① 内閣府令第7条の規定による登録済通知書については、次により取扱うものとする。
 - イ. 登録番号は、財務局長ごとに決裁を終了した順で 00001 号から一連番号とすること。
 - ロ. 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充 は行わないこと。
 - ハ. 財務局の管轄区域を越える本店の位置の変更の届出を受理 した場合の登録番号は、新たな登録をした財務局長において 上記イ. に従い一連番号とする。
- ② 登録を拒否する場合は、拒否理由等を記載した内閣府令第9条第2項に基づく登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする(IX-4参照)。
- ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式3による資金移動業者登録拒否通知書に登録申請書の 写しを添付して通知するものとする。

 $X - 2 - 2 \sim 3$ (略)

区-2-4 廃止等の取扱い

(新設)

を、求めるものとする。

- (2) 法第61条第1項(本項において法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき資金移動業者より資金移動業の廃止等届出書が提出された場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く。特定信託会社にあっては、新たな受託者(信託会社等に該当するものに限る。以下同じ。)が就任した場合も除く。)、又は法第56条第1項及び第2項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合若しくは特定信託会社の特定資金移動業の廃止を命じた場合には、法第54条の規定に基づき、別紙様式11により、為替取引又は特定信託為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を求めるものとする。
 - (注1) 法第61条第1項の規定に基づき、資金移動業の一部 について廃止等届出書が提出された場合には、廃止した当 該業務に係る資金移動業についてのみ、法第61条第5項に 規定する為替取引に関し負担する債務の履行の対象となる ことに留意する。
 - (注2) 法第61条第1項第1号に規定する「資金移動業の全部又は一部を廃止したとき」とは、当該資金移動業の一連の仕組みを完全に廃止し、利用者が当該仕組みによるサービスの提供を一切受けなくなることを指し、単に一連の仕組みの一部のみを取りやめる場合は含まれない。
- (3) 上記(2)の報告書の提出があったときは、法第54条の規定に基づき、当該資金移動業者による廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるものとする。

現 行

- (1) 法第61条第1項(本項において法第37条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき資金移動業者より資金移動業(特定資金移動業を含む。以下区-2-4において同じ。)の廃止等届出書(以下「廃止等届出書」という。)が提出された場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合を除く。特定信託会社にあっては、新たな受託者(信託会社等に該当するものに限る。以下同じ。)が就任した場合も除く。)、又は法第56条第1項の規定に基づき資金移動業者の登録を取り消した場合若しくは特定信託会社の特定資金移動業の廃止を命じた場合には、法第54条の規定に基づき、別紙様式10により、為替取引又は特定信託為替取引に関し負担する債務の額の状況等に係る報告を求めるものとする。
 - (注1) 法第61条第1項の規定に基づき、資金移動業の一部について廃止等届出書が提出された場合には、廃止した当該業務に係る資金移動業についてのみ、法61条第5項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の対象となることに留意する。
 - (注2) 法第61条第1項第1号に規定する「資金移動業の全部又は一部を廃止したとき」とは、当該資金移動業の一連の仕組みを完全に廃止し、利用者が当該仕組みによるサービスの提供を一切受けなくなることを指し、単に一連の仕組みの一部のみを取りやめる場合は含まれない。
- (2) 上記(1)の報告書の提出があったときは、法第54条の規定に基づき、当該資金移動業者による廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行が完了した場合及びそれまでの間に連絡先又は商号の変更がある場合には、遅滞なくその旨報告することを命ずるものとする。

- (4) 法第47条第3号に基づき、履行保証金の取戻しの申請があった場合には、令第17条第2項に規定する条件を満たしているかを確認するため、以下の書類の提出を求めるものとする。
 - ・ 知れている者(「知れている者」とは、令第17条第2項に 規定する、「廃止しようとする資金移動業として行う為替取 引に関し負担する債務に係る債権者」のことをいう。)への 通知文書の雛形
 - 個別通知の方法を記載した書面
- (5) 法第61条第1項第1号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る。特定信託会社にあっては、新たな受託者(信託会社等に該当するものに限る。)が就任した場合を含む。)には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式12により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、資金移動業者登録簿(特定信託会社にあっては、特定信託会社名簿)のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前報告基準日の未達債務に関する報告書の写しを送付するものとする。
- (6) 上記(5)の通知書の送付のあった財務局長は、遅滞なく、当該事業を譲り受けた資金移動業者について、当該事業に係る変更届出書の提出等、必要な措置が取られているかについて、確認するものとする。

IX-6 営業所の所在の確知

登録を受けた資金移動業者(特定信託会社を除く。)に対して、 法第 56 条第2項の規定により営業所の所在を確知するため必要 な場合には、法第 54 条第1項の規定に基づき、別紙様式13によ る営業所に係る所在報告書、営業所に関する権利を証する書面又 現 行

- (3) 法第47条第3号に基づき、履行保証金の取戻しの申請があった場合には、令第17条第2項に規定する条件を満たしているかを確認するため、以下の書類の提出を求めるものとする。
 - ・ 知れている者(「知れている者」とは、令第 17 条第 2 項に 規定する、「廃止しようとする資金移動業として行う為替取 引に関し負担する債務に係る債権者」のことをいう。)への 通知文書の雛形
 - ・ 個別通知の方法を記載した書面
- (4) 法第61条第1項第1号の規定に基づき資金移動業者より廃止等届出書が提出された場合(事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により、当該業務の承継が行われた場合に限る。特定信託会社にあっては、新たな受託者(信託会社等に該当するものに限る。)が就任した場合を含む。)には、当該廃止等届出書の提出を受けた財務局長は、当該事業の譲渡先の資金移動業者の届出を受理又は登録を行っている財務局長に対し、別紙様式11により作成した事業譲渡通知書に、当該廃止等届出書、資金移動業者登録簿(特定信託会社にあっては、特定信託会社名簿)のうち当該届出者に係る部分の写し及び直前報告基準日の未達債務に関する報告書の写しを送付するものとする。
- (5) 上記(4)の通知書の送付のあった財務局長は、遅滞なく、当該事業を譲り受けた資金移動業者について、当該事業に係る変更届出書の提出等、必要な措置が取られているかについて、確認するものとする。

IX−6 営業所の所在の確知

登録を受けた資金移動業者(特定信託会社を除く。)に対して、 法第 56 条第2項の規定により営業所の所在を確知するため必要 な場合には、法第 54 条第1項の規定に基づき、別紙様式12によ る営業所に係る所在報告書、営業所に関する権利を証する書面又

事務ガイドライン (案) (第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (新旧対照表)

事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社 <u>関係</u> 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)			
改正案	現 行		
は営業所の地図等の報告を求めることができる。なお、当該報告は、当該営業所の所在地を管轄する財務局に、提出させることができるものとする。	は営業所の地図等の報告を求めることができる。なお、当該報告は、当該営業所の所在地を管轄する財務局に、提出させることができるものとする。		
 IX-9 行政処分の連絡 特定資金移動業については法第 37 条の2第2項の規定により 適用される場合を含み、下記(2)から(4)までの事項を適宜読み替え て適用するものする。 (1) 登録を拒否した場合(法第 40 条) 財務局長は、登録を拒否したときは、総合政策局長に対して別紙 様式3による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知 するものとする。 (2)~(4) (略) 			
別紙様式3 (ひな型) (日本産業規格A4)	別紙様式3 (ひな型) (日本産業規格A4)		
文 書 番 号 年 月 日 <u>総合政策局長</u> 殿	文 書 番 号 年 月 日 <u>監 督 局 長</u> 殿		
財務(支)局長	財務(支)局長		
資金移動業登録申請者の登録の拒否について	資金移動業登録申請者の登録の拒否について		
年 月 日付で申請のあった下記資金移動業登録申 請者の登録については、下記理由により拒否したので、当該登録 申請書の写し等を付して通知します。	年 月 日付で申請のあった下記資金移動業登録申請者の登録については、下記理由により拒否したので、当該登録申請書の写し等を付して通知します。		
記	記		

事務ガイドライン (案) (第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (新旧対照表)

改正案	現 行
商 号 代表者の氏名 登録の拒否の年月日 拒否理由	商 号 代表者の氏名 登録の拒否の年月日 拒否理由
別紙様式 10 (ひな型) (日本産業規格 A 4) 年月日 財務(支)局長第一号(郵便番号 ー) 住所 電話番号() ー 商号 代表者の氏名	[様式を加える。]
国内における 代表者の氏名 廃止の手続き等に係る報告書	
廃止の手続き等の実施予定について、下記のとおり報告しま す。	
記	
(記載上の注意) ・特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業(特定資金移動業を除く。)及び特定資	

事務ガイドライン (案) (第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (新旧対照表)

改 正 案 現 行

金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

1. 廃止する資金移動業(特定信託会社にあっては、特定資金移動業)の名称等

資金移動業の名称

(記載上の注意)

- ・資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。電子決済手段を廃止する場合には、電子決済手段の名称を記載すること。
- 2. 資金移動業の全部又は一部の廃止を決定した日等

廃止決定年月日	
廃止年月日	

3. 公告、営業所等における掲示

	公告の方法、掲載予 定日	掲載新聞紙・ウェブ アドレス・場所等
公告		
営業所における掲示		
その他の手段		

(記載上の注意)

- ・公告の方法には、官報公告、日刊新聞紙による公告又は電子公告のいずれであるかを記載すること。
- ・その他の手段には、電子公告以外でウェブサイトでの掲示等を 行う場合に記載すること。
- ・場所等については、掲載した新聞紙の配付地域及びポスター等の掲示場所等について記載すること。

事務ガイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)

争伤カイト	ライン(案)(第三分冊:金融会社		<i>术)</i> (初Ⅱ	日外照衣/
改正	案		現	行
4. 債務履行完了方法等				
債務履行完了予定日				
債務履行完了方法				
(記載上の注意)				
・事業譲渡、合併又は会社分割その	の他の事由により業務の承継が			
行われる場合は、「債務履行完了予				
履行完了方法」を「承継方法」と	読み替えて記載すること。			
5. その他廃止の手続きに関し参	考となる事項			
6. 添付資料 公告(案) 営業所等における掲示物(案) その他参考となる資料				
		DU 64 1 + 10 / 41 + 111		
<u>別紙様式 11(ひな型)</u> 	(日本産業規格A4)	別紙様式 10(ひな型)		(日本産業規格A4) (
	年 月 日			年 月 日
 財務(支)局長 殿	+ 7 1	財務(支)局長 殿		+ 7 ¹
届出者 登録番号	財務(支)局長 第 号 (郵便番号 一) 住 所		録番号	財務(支)局長 第 号 (郵便番号 一) 住 所
	電話番号() -			電話番号() 一
	商号			商号
	代表者の 氏 名			代表者の 氏 名
	国内における 代表者の氏名			国内における 代表者の氏名

※連絡先、商号に変更があった場合は、財 務(支)局長にその旨連絡願います。

資金移動業に関する債務状況等に係る報告書

廃止業者の債務状況等について、下記のとおり報告します。

記

(記載上の注意)

・特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業(特定資金移動業を除く。)及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

1. 債務状況

①要履行保証額

O = 11 = 11 = 11 = 11 = 11 = 11 = 11 =	
未達債務の額	千円
権利の実行の手続きに関する費用の額	千円
合計	千円

- ②債務履行完了予定日
- ③債務履行完了方法

(記載上の注意)

・特定信託会社の場合には、「要履行保証額」を「特定信託ロロ座により管理する金銭の額」、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。

現 行

※連絡先、商号に変更があった場合は、財務(支)局長にその旨連絡願います。

資金移動業に関する債務状況等に係る報告書

廃止業者の債務状況等について、下記のとおり報告します。

記

(記載上の注意)

・特定信託会社の場合には、「登録番号」を「届出受理番号」と読み替えて記載することとし、資金移動業(特定資金移動業を除く。)及び特定資金移動業を営む場合には、登録番号及び届出受理番号を併記すること。

1. 債務状況

①要履行保証額

未達債務の額	千円
権利の実行の手続きに関する費用の額	千円
合計	千円

- ②债務履行完了予定日
- ③債務履行完了方法

(記載上の注意)

・特定信託会社の場合には、「要履行保証額」を「特定信託ロロ座により管理する金銭の額」、「未達債務」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。

<u>事務カイドライン(案)(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)(新旧対照表)</u>					
改正案		現 行			
・②債務履行完了予定日 出時点から変更があった		は、別紙様式 10 の提			
2. 債権者への通知 (表を削除) (削除)		いずれであるかを記載す ・その他の手段には、電 合に記載すること。	<u>すること。</u> ②子公告以外でウェブサ ③載した新聞紙の配付地	掲載新聞紙、場所等 る公告又は電子公告の イトでの掲示等を行う場 地域及びポスター等の掲	
		通知方法		通知日	通知方法
債権者への通知	<u> </u>	延べり	 債権者への通知	ᄪᄱᄓ	週 和刀法
(記載上の注意) ・「債権者」とは、令第 17 条第2項に規定する「廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者のうち知れている者」をいう。 3. その他参考となる事項		(記載上の注意) ・「債権者」とは、令第 17 条第2項に規定する「廃止しようとする資金移			
別紙様式 12 (ひな型)		別紙様式 11 (ひな型)			

事務ガイドライン (案) (第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (新旧対照表)

改正案	現 行
別紙様式 13 (ひな型)	別紙様式 12 (ひな型)
別紙様式 14 (ひな型)	別紙様式 13 (ひな型)
別紙様式 15 (ひな型)	別紙様式 14 (ひな型)
別紙様式 16 (ひな型)	別紙様式 15 (ひな型)
(略)	(略)
適否 審査内容	適否 審 査 内 容
利用者保護措置に関する社内規則等(ガイドラインⅡ-2-2	利用者保護措置に関する社内規則等(ガイドラインⅡ-2-2 - 1 - 1 - 1)
(略) 電磁的方法による提供を受けない旨の申出又は当該申出の撤回の意思表示を受ける場合には、利用者の申出等があったことを記録することとしているか。	(略) <u>受取証書の交付に代えて、電磁的方法により提供することについて、承諾又は撤回の意思表示を受ける場合には</u> 、利用者の <u>承諾等</u> があったことを記録することとしているか。